



市章

大津市公報

令和5年10月2日
号外(第53号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規

- 73 大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則…………… 1
- 74 大津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月2日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第73号

大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

第1条 大津市社会福祉審議会規則(平成21年規則第48号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 7 専門分科会に属する委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第7条第3項中「、次に掲げる事項について調査審議するため」を削り、「児童福祉専門分科会に」の次に「次に掲げる」を加え、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 児童福祉専門分科会就学前教育・保育施設等審査部会
- (2) 児童福祉専門分科会こどもの人権を尊重するための保育審査部会

第7条第3項第3号及び第4号を削り、同条第4項を次のように改める。

- 4 前項の審査部会は、次の各号に掲げる審査部会の区分に応じ、当該各号に定める事項について調査審議する。

- (1) 児童福祉専門分科会就学前教育・保育施設等審査部会 次に掲げる事項

ア 家庭的保育事業等の認可に関する事項

イ 保育所の設置の認可に関する事項

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項

エ 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務(同項第4号に掲げる事務にあっては、分科会長が必要と認めるものに限る。)に関する事項

- (2) 児童福祉専門分科会こどもの人権を尊重するための保育審査部会 市立の保育所及び幼稚園等における児童の人権を尊重した保育を実施するための本市の取組に係る検証等に関する事項

第8条に次の1項を加える。

- 5 審査部会に属する委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第2条 大津市社会福祉審議会規則の一部を次のように改正する。

第7条第4項第2号中「保育所」の次に「、認定こども園」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

大津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年10月2日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第74号

大津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大津市都市公園条例施行規則(昭和45年規則第31号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

添 付 書 類 そ の 他		を
------------------	--	---

興行、催し等を行う場合 にあつては、その内容を 市又は指定管理者が公表 することの可否	可 ・ 否	に
添 付 書 類 そ の 他		

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の大津市都市公園条例施行規則様式第1号の規定により調製した用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。